

令和7年度

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会

事業計画

～ 基本方針（使命）～

すべての住民が自分の住み慣れた地域で
自分らしく生き生きと豊かに暮らせる
ふれあい、助けあい、支えあいのある
住民主体の福祉コミュニティの実現



～ 経営理念 ～

- ① 住民主体の地域福祉活動の推進
- ② 地域住民及び関係機関・団体との協働による包括的な支援体制の構築
- ③ 地域の福祉ニーズに即応した先駆的・開拓的な取り組みの創出
- ④ 地域の中でその人らしい幸せな生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ⑤ 持続可能で健全な経営体制の確立

～ 経営方針 ～

【信頼される組織運営】

地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

【住民参画と連携・協働】

事業の展開にあたって、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民参画と関係機関・団体等との連携・協働を徹底します。

【自律した経営】

事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効率的かつ安定的な経営を行います。

【法令遵守】

すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

令和7年度 社会福祉法人総社市社会福祉協議会 事業計画

～ 年度方針 ～

近年、少子・高齢化や核家族の増加などに伴い家族構造は大きく変わり、地域とのつながりが希薄化する世帯が増えてきています。特にコロナ以降は、私たちの生活を一変させ、地域のつながりを希薄化し、孤独や孤立を深刻化させました。

また、雇用状況は若干改善が見られるものの、コロナによる減収状況が改善されない世帯への支援や、物価高騰により困窮状態となった世帯など困窮者支援の重要性は、年々高まっています。

加えて「令和6年能登半島地震」などの地震や風水害等が激甚化・頻発しています。こうした大規模災害へは、行政や地域住民と連携した取り組みが、より必要となってきます。

このような現況下、本会では「地域共生社会の実現」に向けて地域住民に寄り添った見守り・声かけ活動やサロンづくり、相談支援など地域福祉・相談支援活動を、地域住民をはじめ行政、関係団体、市内社会福祉法人等と協働して推進してきました。

本年度は、さらに「地域共生社会の実現」を加速させるため、第2次総社市地域福祉活動計画の最終年度であることから、活動の評価を行うと共に、次期計画策定において多様化、複雑化した福祉課題に対応できる重層的、包括的な取り組みを地域住民・行政及び関係機関の方々と検討・実践を重ねていきます。

また、市役所新庁舎が4月に開庁し、本会も新庁舎へ移転します。今後は、新庁舎建設の基本理念の1つである「全国屈指の福祉文化先駆都市を具現化した総社市民に寄り添う庁舎」と本会の基本方針である「住民主体の福祉コミュニティの実現」に向けて行政との連携を深めると共に、安心して豊かに暮らせる地域づくりを推進してまいります。

～ 重点事業 ～

1. 総務企画課

- (1) 持続可能な組織基盤（財政・人材・事業）体制の強化
- (2) 社会福祉協議会会員加入の推進
- (3) 「社会福祉協議会活動」における広報啓発活動の充実

2. 地域共生推進課

- (1) 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進
- (2) 福祉委員活動及び子ども福祉委員活動の推進
- (3) ボランティアセンター事業の強化（ボランティアの育成と福祉教育）
- (4) 新型コロナ特例貸付借受世帯に寄り添った相談支援の推進

3. 相談支援課

- (1) 障がい者地域活動支援センター事業の推進
- (2) 障がい者千五百人雇用センター事業の推進
- (3) ひきこもり支援事業の推進
- (4) 多機関の連携・協働による複合的な課題への対応

4. 在宅福祉課

- (1) 介護保険関連事業の推進
- (2) 障がい福祉サービス事業の推進

～事業内容～

1. 法人運営事業

(1) 組織運営	
目的	社会福祉法の改正から、さらなる経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図る。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①理事会の開催 ②評議員会の開催 ③評議員選任・解任委員会の開催 ④監査会の開催 ⑤中期経営計画の進捗管理 ⑥事業継続計画（BCP）の見直し ⑦AIを活用した業務効率化
(2) 人材育成	
目的	<p>本会職員の資質向上や人材育成を推進するため、研修体系の見直しや人材育成の仕組みを整備する。</p> <p>めざすべき職員像や目標の明確化につなげるため、中・長期的な方針を定める。</p>
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①職員採用計画の策定 ②職員研修会の開催 ③職位別研修会の受講 ④専門研修の受講 ⑤役職員研修会の開催 ⑥学会等での研究発表
(3) 福祉関係機関、団体との連携	
目的	福祉関係団体へ活動費を助成するとともに活動を支援する。
事業名	①市内の福祉関係団体の事業執行状況等を確認しながら、各団体へ助成

(4) 社会福祉協議会会員加入促進と強化	
目的	厳しい社会情勢の中、自主財源確保のため、各地区社協の協力を得て会員の増強に努める。
事業名	①地区社協を通じて、会員加入について協力を依頼する ②賛助会員、特別会員（法人・団体）の拡充 ③未加入地域への説明会の実施
(5) 社協活動の周知・啓発活動の強化	
目的	社会福祉協議会の事業啓発・促進のため、「みんなのちいきふくし」（社協だより）を年3回発行するとともに、ホームページに事業案内、報告等を積極的に掲載する。
事業名	①社協だよりの発行、充実 ②社協パンフレットの配布 ③ホームページの更新、充実 ④SNSによる情報発信
(6) 民生委員互助共励事業の実施	
目的	民生委員・児童委員の相互扶助と資質の向上をめざす。
事業名	①会員の死亡や傷病、災害にかかる弔慰金、または見舞金給付の手続き
(7) 視察研修事業	
目的	他市町村社協等からの視察を受け入れる
事業名	月1件程度を目安として他市町村からの視察を受け入れる。 なお、視察等の受け入れに関する要領に基づき資料代を徴収する。

2. 共同募金・歳末たすけあい運動・赤十字事業

(1) 共同募金・歳末たすけあい運動の実施	
目的	「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンに、10月1日から全国一斉に展開される共同募金運動を本市においても実施する。
事業名	①共同募金運動の推進（周知・啓発強化） ②共同募金ポスター作品コンクールの実施
(2) 赤十字事業の実施	
目的	社員増強運動月間（5月）にあわせて、地区社協、赤十字奉仕団の支援により、赤十字の会員の加入促進を行う。
事業名	①赤十字会員増強運動の実施 ②災害救護事業の実施 ③赤十字奉仕団活動の充実 ④講習会の広報活動

3. 災害救援活動、災害救援募金の実施

(1) 災害救援活動、災害救援募金等の実施	
目的	他市町村で大規模災害等が発生した際に、災害ボランティアセンター等への職員派遣、災害義援金、災害救援募金等の受付窓口を担う。
事業名	①災害ボランティアセンターへの職員派遣要請に基づく調整 ②災害救援活動、災害救援募金等の実施

4. 地域福祉活動事業

(1) 住民主体の地区社協活動・小地区社協活動の推進及び支援	
目的	地区社協(16地区)による、住民主体の地域福祉活動の推進を目的とする。
事業名	①地区社協会長会議の開催 ②地区社協活動（地域生活課題の解決に向けた事業展開）の検討 ③小地域ケア会議・圏域地域包括ケア会議との連携 ④地区社協活動の推進（多世代交流事業、見守り訪問、敬老事業等） ⑤地区社協だよりの発行支援
(2) 民生委員・児童委員活動との連携	
目的	社会福祉の増進を目的（民生委員法第1条）として、地域で活躍する民生委員・児童委員との連携を図り、地域福祉を推進する。
事業名	①市民生委員児童委員協議会への参加 ②地区民生委員児童委員協議会定例会への参加 ③民生委員・児童委員の地域福祉活動を支援
(3) 福祉委員活動の推進	
目的	福祉委員を委嘱し、地域福祉活動の担い手の育成・強化・充実を図るとともに、広く市民に福祉委員活動を周知・啓発する。 また、子どもたちが地域の担い手として、地域福祉活動を実践し、住んでいる地域や福祉について理解を深めるため、子ども福祉委員を任命。子どもたち自身の学びの場（福祉学習）や将来の担い手育成につなげる。
事業名	①福祉委員の委嘱 ②市福祉委員協議会の活動支援 ③地区福祉委員会の活動支援 ④民生委員・児童委員と合同研修会の開催 ⑤子ども福祉委員活動の推進
(4) ふれあいサロン事業の推進	
目的	地域の中の身近な集いの場として根付いているふれあいサロン活動の効果や課題などの現状を改めて確認し、今後のふれあいサロン活動のより一層の充実を図る。

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①ふれあいサロン運営支援 ②新規ふれあいサロンの立ち上げ支援 ③ふれあいサロンへのヒアリング ④ふれあいサロン交流会の開催
(5) ボランティアセンター事業の実施	
目的	市内におけるボランティア活動（個人・団体）を推進するため、相談支援を実施し、ボランティアニーズについてコーディネート機能を果たす。また、ボランティアの養成を実施する。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①周知啓発 ②ボランティア（グループ、個人）活動の支援 ③ボランティア活動のコーディネート ④ボランティア養成講座（入門編）の開催 ⑤高校生ボランティアリーダー養成講座の開催 ⑥学生ボランティアチームの活動支援 ⑦夏のボランティア体験事業の実施 ⑧ジュニアボランティア養成講座の開催 ⑨ボランティアグループ交流会の開催 ⑩ボランティア連絡協議会の支援
(6) ボランティアセンター運営委員会	
目的	ボランティアに関する多分野のネットワークを構築し、多様なニーズに対応できる仕組みづくりを図る。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①運営委員会の開催 ②ボランティア推進部会の開催 ③災害ボランティア部会の開催 ④災害ボランティアフェスティバルの開催
(7) 福祉教育の推進	
目的	市内の学校や市民、企業等を対象に「福祉」を通して、思いやりの心を持って共に生きる社会づくりに必要な学習を支援する。
事業名	①社会福祉学習支援事業の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ②県立高校の社会貢献活動と連携 ③福祉教育意見交換会の開催 ④福祉学習メニューの改定及び外部講師の拡充
(8) 生活福祉資金等の貸付	
目的	福祉資金の貸付により、経済的に自立した生活を営むことができるよう支援する。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①生活福祉資金の貸付 ②緊急援護資金の貸付 ③新型コロナ特例貸付相談支援
(9) 子育て支援事業の実施	
目的	子育てサロン活動の充実、子ども食堂の開設、及び子どもまつりの開催を推進し、地域密着型子育て支援や多世代交流の充実を図る。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①子育てサロンの支援 ②地域密着型子どもまつりの開催支援 ③子ども食堂開設、運営支援 ④子ども食堂連絡会の開催 ⑤子ども食堂立ち上げワークショップの開催（新規）
(10) 福祉団体の支援	
目的	高齢者等団体（老人クラブ、ひとり暮らし高齢者の会、総社介護者の会）の事務局を担うとともに、活動の支援を行う。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ①老人クラブ連合会（いきいきシニア総社） ②ひとり暮らし高齢者の会（松寿会） ③総社介護者の会
(11) 社会福祉法人の公益的な取り組みへの参画	
目的	総社市内に拠点のある社会福祉法人が、社会福祉法第24条第2項に規定される「地域における公益的な取組」を協働して行うことをめざすと共に、会員相互及び行政機関等との連携を図ることを目的とする総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（ふくしネットそうじゃ）の活動に参画する。また、本協議会の事務局を担う。

事業名	①総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の運営 ②各機関で把握している「要支援者」の情報（ニーズ）の把握 ③社会貢献活動の実施
(12) 日常生活自立支援事業の実施	
目的	認知症や障がいのある方など、自分で判断することが難しい方々が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行う。
事業名	①日常生活自立支援事業の実施 ②生活支援員の活動支援
(13) 法人後見事業の実施	
目的	権利擁護センター（中核機関）における受任調整を経て、法人後見受任し、被後見人等の身上監護、財産管理を行う。また、市民後見人（複数受任や法人後見支援員）と協働による支援を推進する。
事業名	①法人後見事業の実施 ②法人後見支援員の活動支援 ③市民後見人との複数後見活動の推進
(14) 社会福祉士ソーシャルワーク実習の受入	
目的	実践現場における体験を通し、社会福祉士としての実践力を身につけ、専門業務内容が有効に実践できる能力を養う。
事業名	①社会福祉士ソーシャルワーク実習生の受入
(15) 第3次総社市地域福祉活動計画の策定（新規）	
目的	第2次総社市地域福祉活動計画の評価を行い、第3次総社市地域福祉活動計画策定する。
事業名	①第2次総社市地域福祉活動計画の評価 ②第3次総社市地域福祉活動計画（新規）の策定

5. 生活支援体制整備事業

(1) 協議体の開催	
目的	生活支援サービスに関する検討や開発提案、生活課題の解決に向けた具体的な取り組みを協議する場として開催する。
事業名	①総社市生活支援サービス検討委員会（第1層協議体）の開催 ②圏域地域包括ケア会議（第2層協議体）の開催 ③生活の支え合い活動検討部会の開催 ④移動・外出支援検討部会の開催
(2) 社会資源の現状把握・活用・開発	
目的	生活課題を把握するため、各課題に応じた情報交換会を開催する。また、生活課題の解決に向けた生活支援サービスの立ち上げ支援を行う。
事業名	①地域の担い手・居場所づくり情報交換会の開催 ②給食・買い物事業者情報交換会の開催 ③生活支援サービスの立ち上げ支援
(3) 総社市生活支援にこここサポーター連絡会への支援	
目的	住民主体による高齢者の生活支援サービスを実施する。また、こここサポート事業の充実をめざして、サポーター相互の連携を図ることや情報交換、福祉活動等への参加につなげるため、サポーター連絡会を開催する。
事業名	①生活支援にこここサポート事業の実施 ②こここサポーター連絡会の開催
(4) 介護予防・生活支援サポーターの養成	
目的	介護予防・生活支援に関する知識を高めるとともに、その活動が実践できる人材を育成する。
事業名	①介護予防・生活支援サポーター養成講座の開催

6. 介護予防拠点施設等管理運営事業

(1) さんあいの家、ひだまりの家、やすらぎの家、及び山手ふれあいセンターの指定管理	
目的	令和4年度から5年間、介護予防拠点施設等（さんあいの家、ひだまりの家、やすらぎの家、山手ふれあいセンター）を管理する。
事業名	①さんあいを家の管理運営 ②ひだまりを家の管理運営 ③やすらぎを家の管理運営 ④やすらぎの家管理運営委員会及び管理ボランティアの会の開催 ⑤山手ふれあいセンターの管理運営

7. 障がい者福祉事業

(1) 障がい者基幹相談支援センターの設置運営	
目的	地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担うワンストップの相談窓口。障がいのある方の日常生活に関する相談、福祉サービスに関する情報提供等を行うとともに、地域の方や関係機関と連携し、障がいのある方が自分らしく安心して暮らせる地域づくりに取り組む。
事業名	①相談支援 ②地域の相談支援事業者間の連絡調整 ③関係機関の連携の支援 ④地域自立支援協議会の運営
(2) 発達障がい者支援体制整備事業の実施	
目的	総社市における発達障がい者（児）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る。
事業名	①相談支援 ②発達障がい支援者養成講座の開催 ③世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間啓発イベントの開催 ④専門職派遣事業の実施 ⑤子育て支援研修会の開催
(3) 障がい者千五百人雇用センターの設置運営	
目的	相談者に対して就職相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う。企業に対して障がい者雇用についての理解促進を図る。
事業名	①求職者の相談支援（生活面含む） ②就職者の職場定着支援 ③登録者の状況確認 ④就労支援セミナーの開催 ⑤就職準備講座の開催 ⑥障がい者ワークわくそうじゃ就職面接会への協力 ⑦工賃向上セミナーの開催

(4) 障がい者地域活動支援センター (I型)「ゆうゆう」の設置運営	
目的	障がいのある方の地域生活をサポートするために、日中(余暇)活動の場を提供する。利用者の声に寄り添った相談からイベントや行事を行う。
事業名	①日中活動支援 ②登録者の利用促進 ③障がい者ふれあいボランティア養成講座の開催 ④ゆうゆう通信の発行
(5) 地域自立支援協議会の運営	
目的	総社市内の障がい者団体、福祉施設、関係機関との連携及び障がい者(児)福祉の向上を図るために、総社市地域自立支援協議会を運営する。
事業名	①全体会 ②運営会議 ③実務担当者会議 ④専門部会・連絡会
(6) 障がい福祉フォーラム「ハートフルそうじゃ」の開催	
目的	地域自立支援協議会が中心となり、障がいのある方が地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、障がい者週間に合わせて開催する。
事業名	①ハートフルそうじゃ ②障害者週間啓発活動(障害者週間:12/3~12/9)
(7) 障がい者(児)団体の支援	
目的	総社市内における身体障がい者の福祉増進と安心して明るい社会生活を送ることをめざした当事者支援を行う。会員相互の親睦と福祉の向上を図る。
事業名	①総社市身体障がい者福祉協会への支援

8. 権利擁護事業

(1) 権利擁護センター運営委員会及び支援検討委員会の開催	
目的	運営委員会では、権利擁護センターの運営方針の審議及び権利擁護課題への対応を行う。また、支援検討委員会では困難事例等の検討を通じて支援者への助言を行う。
事業名	①運営委員会の開催 ②支援検討委員会の開催 ③専門職支援チームによるケース会議の開催
(2) ワーキンググループの開催	
目的	権利擁護センター運営における課題等について、より専門的に検討・協議するため、課題別ワーキンググループを設置する。
事業名	①地域での暮らしを支える意思決定支援ワーキンググループ（新規）
(3) 成年後見制度に関する事業（中核機関に関する事業）	
目的	成年後見制度利用促進を図るため、その中核機関として求められる相談機能・広報機能・担い手育成・後見人支援機能を中心にそれぞれ実践し、制度の普及・啓発を図る。
事業名	①相談対応 ②成年後見制度普及啓発事業 ③市長申立て事務の補助 ④市民後見人養成事業 ⑤市民後見人フォローアップ事業 ⑥権利擁護推進講座の開催 ⑦弁護士・社会福祉士による成年後見制度に関する無料相談会の開催 ⑧後見人支援 ⑨後見等候補者リスト登録者との連携 ⑩後見等候補者リスト登録説明会の開催
(4) 虐待対応に関する事業	
目的	高齢者・障がい者への虐待、児童虐待、DVなど多問題重複事例への対応・支援などを行う。

事業名	①相談支援 ②総社市要保護児童対策地域協議会との連携 ③虐待防止のための研修会の開催
(5) 入居等の支援に関する事業	
目的	住まいを確保する際に、保証人等が確保できない方への支援、及び虐待やDV、派遣契約を打ち切られたこと等により、緊急的な住まいが必要な方の支援を行う。
事業名	①相談支援 ②入居支援団体等との連携
(6) 犯罪被害者支援に関する事業	
目的	犯罪被害にあった方への支援を行政や犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して行う。 犯罪被害者支援の周知啓発を目的とした市民向け講演会の開催、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者や市民に向けて相談窓口の周知・啓発を行う。
事業名	①相談対応 ②犯罪被害者支援講演会の開催
(7) 権利擁護推進に関する事業	
目的	市民にとってわかりやすい権利擁護支援を目指し、市民にとって生活に必要な法的知識の習得を図る。市内関係機関における権利擁護支援に必要な助言を専門職から得る機会を提供する。また市内の権利擁護支援ネットワークの構築を図る。
事業名	①法律ミニ講座の開催 ②専門職対象の法律相談 ③ネットワークの構築

9. 生活困窮者支援事業

(1) 生活困窮支援センター相談業務	
目的	生活困窮者支援に必要な各種相談業務を行い、生活困窮者が再び貧困状態へ陥ることを防止し、自立に向けた支援を行う。
事業名	①自立相談支援事業 ②就労準備支援事業 ③家計改善支援事業 ④家計相談会の開催 ⑤支援調整会議の開催
(2) 生活困窮支援センター協議会及び専門部会の開催	
目的	協議会は、生活困窮支援センターの運営方針の審議及び生活困窮課題への対応を行うことを目的に開催する。
事業名	①生活困窮支援センター協議会の開催 ②常任委員会の開催 ③就労支援部会開催 ④学習支援、子ども食堂等支援部会
(3) 学習等支援事業「ワンステップ」の実施	
目的	本事業で連携する大学の学生や教員等OB・OGが生活困窮家庭の子どもに対し、学習支援や進路などの相談を実施することで、高校進学促進及び高校中退の防止を図る。 また、子ども達の居場所としての機能を果たし、子ども期から地域の人とふれあう機会を増やすことにより、子ども自身が地域に見守られて育つ意識を持てるようにする。
事業名	①学習支援（中・高校生版） ②学習支援（小学生版） 「NPO法人保育サポートあい・あい」に委託し、連携して実施 ③ボランティア交流会の開催 ④県内大学のオープンキャンパスへの参加 ⑤社会体験プログラムの実施

	<p>⑥職業人の話を聞く会の開催</p> <p>⑦各専門機関との連携</p>
<p>(4) 食糧支援に関する事業の実施</p>	
目的	<p>食糧ロスの削減、食育の機会を図るとともに、総社市フードドライブネットワーク（順正学園・おかやまコープ・ふくしネットそうじゃ（総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会）・総社市）、フードバンク岡山と協働し、生活困窮世帯へ生活の改善、自立につながる食糧支援を実施する。</p>
事業名	<p>①関係機関との連携</p> <p>②フードドライブの実施</p> <p>③子ども食堂への食材提供</p> <p>④岡山県立大学フードバンクグループとの連携</p>
<p>(5) ふくしネットそうじゃ（総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会）との連携</p>	
目的	<p>ふくしネットそうじゃは、市内の社会福祉法人が地域公益活動を推進するための協議会を設立。制度の狭間にある福祉課題への取り組みを検討する中で、平成29年度から生活困窮者支援に取り組んでおり、生活困窮支援センターの取り組みの中から見えてきた課題と一致するものについて、連携して取り組む。</p> <p>なお、本センターとして、以下の名について協力を求めるものとする。</p>
事業名	<p>①生活支援物資の確保</p>

10. ひきこもり支援事業

(1) ひきこもりからの社会参加の促進	
目的	相談者の社会参加の促進支援に取り組む。社会参加の定義は、6カ月以上家族以外の第三者と交流が継続している状態としており、就労だけでなく、定期的な居場所利用、ボランティア体験、復学など多様な社会参加につながる支援を目指す。
事業名	①ひきこもりからの社会参加の促進
(2) ひきこもり支援センター“ワンタッチ”の設置・運営	
目的	「ひきこもり」に関するワンストップ相談窓口として、関係機関と連携して、来所相談、訪問相談、電話相談、電子メールでの相談等、様々な手段で当事者及び家族の相談支援を行う。
事業名	①相談対応 ②ひきこもりケース検討会の開催
(3) ひきこもり支援等検討委員会及び専門部会の開催	
目的	ひきこもり支援センター“ワンタッチ”の運営、事業の計画・推進（支援者の養成、居場所の設置等）予算の執行、規定の整備等について審議する。
事業名	①ひきこもり支援等検討委員会の開催 ②専門部会の設置 ・支援者養成部会
(4) ひきこもりサポーターの養成と活動の推進	
目的	ひきこもりに対する理解を深め、本センターが実施するひきこもり支援に協力できる「ひきこもりサポーター」を養成する。 また本センターは、個々の支援活動に応じて、ひきこもり当事者・家族とサポーターをつなげるコーディネートを行い、「ひきこもりサポーター」の活動を継続的に取り組めるよう支援する。
事業名	①ひきこもりサポーター養成講座の開催 ②ひきこもりサポーター全体定例ミーティングの開催 ③ひきこもりサポーター係別ミーティングの開催 ④ひきこもりサポーターフォローアップ研修の開催 ⑤ピアサポーターの育成

(5) 居場所の設置、運営	
目的	民間の住宅を借り上げ、同じ仲間が気軽に安心して立ち寄れる居場所を2か所運営する。
事業名	①ほっとタッチの設置・運営 ②ほっとタッチぽえむの設置・運営 ③夜型居場所の設置・運営 ④常設居場所以外の体験型活動の実施 ⑤メタバースを活用した居場所の実施（新規）
(6) ひきこもり家族会への支援、参加家族の拡充	
目的	ひきこもり家族を対象とした、情報交換、研修会等を行い、「ひきこもり家族会」が自主運営化されるよう支援し、家族会への加入促進を図る。
事業名	①研修会の実施 ②情報交換会（定例会）の開催 ③通信の発行
(7) 全国ひきこもり支援基礎自治体サミットへの協力	
目的	令和元年度全国発の「全国基礎自治体サミット in そうじゃ」を総社市が開催。今後、参加基礎自治体が持ち回りで毎年開催することが決定した。そのサミットに関して、参加予定地と協力体制を図り、ひきこもり支援の具体策を研究し全国に発信する。
事業名	①サミット開催地と開催運営に関する協力連携
(8) ひきこもり者現状確認と地域との連携強化	
目的	センター設置前のひきこもり実態把握から7年、センター設置から5年経過し、本センターの実相談者数は増加傾向にある。センター設置前（調査時）のひきこもり当事者等について現状を確認する。 また、地域におけるひきこもりの理解を深め、支援につながる仕組みを強化するため、地域の見守り支援に携わる関係者等と連携を深める。
事業名	①民生委員児童委員協議会定例会等への出席

(9) 教育・福祉・保健医療の連携強化	
目的	不登校をきっかけにひきこもりとなることが想定される対象者について、学校卒業後も切れ目のない支援が継続でき、多様な支援につながるよう、学校及び教育支援センター、保健師（市担当課・備中保健所）と次のとおり連携し支援する。
事業名	①ひきこもりケース検討会の実施（再掲） ②不登校をきっかけとしてひきこもりとなることが想定される対象者についての意見交換会
(10) 周知啓発活動の実施	
目的	ひきこもり当事者やその家族をはじめ、広く一般市民、地域の関係者等へひきこもりへの理解と、本センターが行うひきこもりの相談支援や社会参加支援等について周知啓発する。
事業名	①ひきこもり支援センター紹介チラシの配布 ②社協だより等への記事掲載 ③ホームページ・Facebook等により情報発信 ④ひきこもりミニ出前講座の実施

1 1. 重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業	
目的	既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
事業名	①包括的支援事業 ②地域づくり事業 ③参加支援事業 ④多機関協働事業

1 2. 在宅福祉サービス事業

(1) 介護保険事業	
目的	介護保険制度に基づき、在宅生活を維持される利用者及び家族への支援を行う。
事業名	①居宅介護支援事業（ケアプラン作成、定期的な再評価） ②訪問介護事業（ホームヘルパー派遣） ③研修会の実施 ④家族への満足度アンケート調査の実施
(2) 障がい福祉サービス事業	
目的	障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が在宅で自立した生活が送れるよう支援する。
事業名	①相談支援事業（サービス等利用計画の作成及び評価） ②障害児相談支援事業（障害者支援利用計画の作成及び評価） ③障害支援区分認定調査 ④居宅介護事業（ホームヘルパー派遣） ⑤移動支援事業
(3) 車いす貸出し事業の実施	
目的	市内へ居住する高齢者及び障がい者（児）等の福祉の増進を図り、安全に移動できる手段として、車いすの貸し出しを行う。
事業名	①在宅の高齢者及び障がい者 ②けがや病気で緊急、若しくは一時的に必要な方
(4) 虐待防止委員会の開催	
目的	高齢者及び障がい福祉サービス利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、虐待の防止に努める。
事業名	①虐待防止に係る研修を行い、虐待の分類について、職員に周知する。 ②事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

(5) 感染対策委員会の開催	
目的	利用者・家族及び職員の安全を確保するため感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い介護・障害サービス支援の提供を図る。又、事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。
事業名	①情報の収集、整理を行い、事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練を実施し、必要に応じてマニュアル等の作成を行う ②感染症発生時の対応の検討
(6) 事業継続計画（BCP）の策定及び災害時机上訓練の実施	
目的	災害発生後も途切れることなく、サービスを安定的に提供できる仕組みを構築し、災害時であっても、利用者が自宅で生活を継続できるように支援する。
事業名	①職員の安全を最優先に考え職員の家族を含めた安全対策を行う ②早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保する。 ③必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定めて災害発生後の業務継続に万全を期することを目指し訓練を繰り返し行う。